

# 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (第十二回特別弔慰金)の手続きはお済みですか？

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受け取る人がいない場合に、第十二回特別弔慰金として額面27万5千円(5年償還)の記名国債が支給されます。現在この請求の受付を行っています。対象者は、期間中に請求手続きを行ってください。

**支給対象者** 戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人が支給対象となります。

|   |                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 令和7年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人                                                   |
| 2 | 戦没者等の子                                                                     |
| 3 | 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹<br>(戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります) |
| 4 | 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の甥、姪等の親族<br>(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限定されます)       |

〈ご注意〉・戦没者等の祭祀の実情は、上の順位の決定に反映されません。

・支給対象者は、戦没者等の死亡当時に生まれていたこと(子は胎児状態でも可)が要件になります。

・支給対象者は、令和7年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件になります。

## 参考：支給対象になる方の主な例

- ・これまでに特別弔慰金を受給した遺族の人は受給対象となると見込まれます。
- ・令和2年4月1日から令和7年3月31日までに公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡等で失権し、他に受給権者がいなくなった遺族(＝新規請求者となります)

## 請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で。

- ・請求期間内に請求を行なわないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

## 受給の内容

額面27万5千円(5年償還の記名国債)

## 請求窓口および請求書類

請求窓口：福祉課 福祉支援室または溝口分庁舎 分庁総合窓口課

請求書類：①特別弔慰金請求書 ②現況申立書  
③本人確認できるもの(例：マイナンバーカード、運転免許証等)  
④戸籍等の添付書類

請求書類①②は請求窓口に準備しています。



▲伯耆町  
ホームページ



問い合わせ先

福祉課 福祉支援室

0859-68-5534

# 児童扶養手当の現況届

児童扶養手当とは、ひとり親家庭(父母の離婚などにより、父または母と生計を別にしていない児童を養育している家庭)などの生活の安定と自立支援を目的として支給される手当です。

現況届の提出が必要な対象者には通知をします。期間内に手続きをしてください。

この届出を提出しない場合、手当を受けることができなくなります。ご注意ください。

## 対象者

- ・現在手当を受給中の人
- ・所得により全部支給停止となっている人

## 提出期間

8月3日(月)～

8月31日(月)



問い合わせ先

福祉課 子育て支援室

0859-68-5533